

東日本高速道路株式会社
第20期定時株主総会

決議事項

第1号議案 ··· P 1

第1号議案 剰余金の処分の件

当期は管理費用の増加に伴い高速道路事業において損失が生じました。当社では、高速道路事業における将来の経済変動及び豪雪等によるリスクに対応等するため、これまで、別途積立金を留保してきましたので、この一部を取り崩すことにしたいと存じます。

当社では、脱炭素社会の実現に向け、「NEXCO東日本グループ カーボンニュートラル推進戦略」を策定し、カーボンニュートラルの実現に貢献するため取組みを進めてまいりました。加えて、令和7年4月9日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」により、国が定める道路脱炭素化基本方針に基づき、当社を含む道路事業者は推進計画を策定する枠組みが導入されました。今後、道路脱炭素化の取組みをより一層加速させ、カーボンニュートラルの実現に貢献することが求められます。

のことから、当社といたしましては、具体的な施策として、道路照明のLED化と太陽光発電施設の設置等の道路脱炭素化施策を更に推し進めるべく、目的積立金として「道路脱炭素化加速積立金」を設け、高速道路事業の利益剰余金である別途積立金の一部を充当することにしたいと存じます。

また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定に基づく道路資産賃借料を確実に支払うとともに、引き続き、経営基盤を強化することが必要であると認識しております。そのため、可能な限り自己資本の充実に努めたいと存じますので、当期は無配とさせて頂きます。

つきましては、剰余金の処分について、当期は下記のとおりとさせていただきたく、株主様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金	11,497,599,806円
-------	-----------------

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	211,775,234円
---------	--------------

道路脱炭素化加速積立金	11,285,824,572円
-------------	-----------------

※道路脱炭素化加速積立金の取崩は、取締役会決議により実施いたします。

2. 剰余金の配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 なし

以上